

令和 6 年度

第 16 期第 40 回海区漁業調整委員会
議事録

令和 6 年 8 月 27 日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年8月27日(火) 午前10時00分から 11時33分まで

場所 三重県労働者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 定置漁業の保護に関する委員会指示について
- 2 議案2 ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について
- 3 議案3 うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について
- 4 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について
- 5 報告事項2 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(定置漁業)について
- 6 その他
 - (1) 真珠関係漁場調査について
 - (2) 遊漁の集魚灯、火光等の利用について
 - (3) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議について
 - (4) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 矢田和夫 永富洋一
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明
木村妙子 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

淺井利一 千田良仁

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 藤原正嗣

行政

水産資源管理課

漁業調整班

課長補佐兼班長	森田和英
主幹兼係長	林茂幸
係長	程川和宏
主任	福田遼

傍聴者

なし

計 19名

○小川会長

ただいまから第 40 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、淺井委員と千田委員の 2 名が欠席で、出席委員が 13 名ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として矢田委員と秋山委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「定置漁業の保護に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料 1 をご覧ください。

この指示は定置漁業の保護を目的として平成元年度から続けて発動していますが、今回も継続するかどうかご審議をお願いするものです。

1 - 1 ページが改正案、1 - 2 ページが現行の指示となっています。指示の内容は、保護区域として、沖合の線 A と側面の線 B C、沿岸の線 D に囲まれた区域で、遊漁と集魚灯の使用を禁止するものです。指示する期間は、10 月 1 日から翌々年の 9 月 30 日までの 2 年間です。

変更箇所は、告示番号、告示日、会長名、指示する期間です。内容の変更はありません。告示番号は第 5 号、告示日は 9 月 17 日、会長名は小川和久会長、指示する期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日です。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○小川会長

ないようですので、議案 1 については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

異議がないようですので、議案 1 については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案 2 「ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。

この指示は、平成7年度から続けて発動していますが、今年度も発動するかどうかご審議をお願いするものです。

2-1ページが改正案、2-2ページが現行の指示です。

禁止漁具は、浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具、たてなわ漁具の3種類です。ただし、浮きはえなわ漁具とたてなわ漁具については、下の図の線より南の区域を除きます。操業禁止期間は、3月1日から9月30日までです。採捕禁止の対象は、600グラム未満のトラフグです。指示の有効期間は10月1日から翌年9月30日までです。

今回の変更箇所は、告示番号、告示日、指示の有効期間です。告示番号は第6号、告示日は9月17日を予定しています。指示する期間は令和6年10月1日から令和7年9月30日です。

内容や図についての変更はございません。

ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○掛橋委員

以前、操業のスタートを遅らせるって話が出ていたけど、どうなっていますか。

○田邊委員

安乗地区のとらふぐ漁業者代表から、愛知県との話し合いもまだまとまってないとのことでした。

操業の開始を2週間くらいずらすような話でした。

○掛橋委員

ずらすと産卵時期にかかるということですね。

○田邊委員

そこがどうもひつかかるみたいで。産卵時期のことと他にもひつかることが幾つかあるみたいで。うまくいきそうな感じじゃないような話です。

○小川会長

ほかにご意見はありますか。

ないようですので、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案3「うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますように、令和6年8月14日付け農林水第24-4140号で三重県知事から諮問書が提出されています。

三重県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回はうなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針の一部改正についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

3-1ページが諮問書で、3-2ページが諮問の理由書です。改正の理由及び内容は、令和6年12月31日で期間が満了となるうなぎ稚魚漁業を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。改正の内容については、許可すべき期間の設定をするものです。

3-3ページの諮問事項についてをご覧ください。申請すべき期間を設定するために三重県漁業調整規則第12条第3項に基づき、委員会のご意見を伺うものとなります。

3-5ページの制限措置の内容及び申請すべき期間をご覧ください。

(1) 制限措置の内容については、昨年度から変更がありませんので、説明を省略します。今回変更となるのは、3-7ページの(2)申請すべき期間の部分です。

昨年は、令和5年11月2日から令和5年11月22日までを申請すべき期間としていましたが、今年は令和6年10月15日から令和6年11月14日までにしたいと考えています。

昨年と比較して申請の受付日をやや早めに設定し、申請期間を長めにしています。

3-8ページ以降に現在のうなぎ稚魚漁業に関する取扱方針の全文を添付しています。参考としてください。

説明は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○藤原会長職務代理者

昨年、許可制度になったということで、県当局が把握してゐるなかで各許可者からの意見とかそういうものがあつたら、聞かせてください。

○水産資源管理課（福田主任）

許可者からは、特別採捕許可の時とそれほど変わりないと聞いています。

トラブル等も特段聞いていません。

○掛橋委員

採捕尾数に関しては、届け出ということでしたが、漁獲量はどうでしたか。

○水産資源管理課（福田主任）

令和5年度は三重県内で236kg獲れていたのですが、令和6年度は214kgでした。量としては昨年より若干減りました。

○小川会長

単価はどうでしたか。

○水産資源管理課（福田主任）

単価はこちらでは把握していませんが、養鰻業者によると、例年通りと聞いています。

○小川会長

ほかにありませんか。

それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料4をご覧ください。

7月10日に実施した全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について報告します。当日小川会長の都合がつかず、三重海区は欠席となりました。今年の要望は、海区漁業調整委員会制度や、沿岸漁場の秩序維持についてなど全部で8項目ありました。要望の一覧が4-1ページから4-2ページにあります。各省庁からの要望に対する回答が4-

3ページから4-42ページにあります。要望の大部分は前年度からの継続または内容変更で、新規は沿岸漁場の秩序維持のなかの密漁パトロール、「密漁防止看板設置等への支援」と沿岸資源の適正な利用についての「海上大規模開発事業の関係者説明」の2つの要望です。

事務局からは以上です。

○小川会長

当日私が参加予定でしたが、どうしても避けられない事情がございまして、欠席とさせていただきました。

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

ないようですので、次に進みます。

報告事項2「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（定置漁業）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料5をご覧ください。

今回は定置漁業について、令和6年8月14日付け農林水第24-4138号により農林水産部長から会長への報告がありました。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

5-2ページをご覧ください。

今回は「定置漁業における令和5年の報告として」令和5年1月から12月までの1年間の報告となります。定置漁業につきましては、令和5年9月1日に免許の切替えが行われていますので、表の免許番号は新しい免許の番号です。定1から定29まであり、すべての漁業権者から報告をいただいているので、提出状況はすべて「○」となっています。漁業法第91条は「都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。」と規定されており、上手に漁場が使われていなかつたら指導しなさいとする規定です。その判断基準となる同法第91条第1項の第1号では、「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし海洋環

境の悪化を引き起こしているとき。」と規定されており、引き起こしているか否かの判断基準が表に示されています。これらの内容について、地元漁協などからも県に相談や連絡はなく、すべて適切であると判断して「〇」としています。

次に、同法同条第2号は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。」と規定されており、その判断基準が表に示されています。これらの内容については、操業日数や水揚量などの報告を県にいただいており、その内容からすべて適切であると判断し「〇」としています。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○永富委員

県は、定置網をやめ、その後の状態がどうなっているのかを確認したことはあるのですか。

鳥羽磯部漁協管内でも定置漁業者が廃業した事例があるが、その後漁場がどのような状況になっておるのか分からぬのです。漁協が今度その廃業した場所で定置漁業を営もうとした場合に漁具の引き揚げに巨額の費用がかかるという話を聞いたことがあります。どのようにその漁場をやめたのか、また、やめた後はどうなっているのかの報告は県にないのですか。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

県では、廃業したあとの状況は伺っていません。やはり地元漁協がそのあたりの状況は詳しいと思われますので、もし詳しいことがお分かりでしたらお教えいただきたい。

○永富委員

その状況が分かって後始末をする必要があるのですが、それは今まで操業をしていた者が始末をする必要がありますよね。

○田邊委員

私の地元地区ではそうさせました。今の和具定置は漁協自営ですが、その前に操業していた定置漁業者には、責任をもって後片付けしていくようお願いしました。ダイバーも入れて全部掃除もさせて、その後に和具定置を設置した経緯があります。

○小川会長

定置を廃業した場合に廃業後の取り決めとか、ないのですか。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

免許をするときに、共同漁業権を管理する漁協と基本協定書を交わします。廃業される場合には、その協定書に基づき漁協と話をしていただくことになると思います。基本的に

は責任をもって撤去することになります。

○田邊委員

今の和具定置が営む前の定置漁業者が操業を始める際、それ以前に営んでいた古い定置網の残骸がたくさんだったので、定置漁業者は自分で掃除をして網を張りました。これは合併前の昔の漁協の話で、以前はそのような協定などは結んでいなかつたのかもしれません。最近は県が言われたように、定置を始める時に、定置をやめるときは漁具を撤去してくださいとする旨の協定を交わした記憶があります。

○永富委員

漁協合併前に村張りをやっていて、漁協合併後に村張りを解散してやめたのですが、そういう漁場に漁協が自営事業として免許を取得する話がありましたので伺いました。漁協合併前の旧漁協のときの取り決めがどうなっているのか分かりませんし、合併後に村張りが解散したので、そういう場合の後始末はどうなるのかなと思いました。

○小川会長

定置網には歴史もあって、ずっと以前に廃業してそのまま放置されている状況もあります。漁場を有効に活用していくためには、もし廃業するのであれば、その撤収方法等についても文面に入れておく必要があると思います。また、水揚げ日数や操業日数もない場合に廃業をどのように判断するのかを決めておく必要があると感じました。

○濱中委員

撤収は海上保安部から指導があると思います。普通は撤収ではなく原状回復です。

○田邊委員

元の形に戻しなさいということですね。

片付けましたと言って、沈めとるだけの人もいるようですね。

○小川会長

海上保安部との話もあると思います。今後の問題として、完全撤収が当然の行為であり責務であることを強くおっしゃっていただくことになるのかと思います。

○田邊委員

それは県や海区漁業調整委員会と違い、漁協が契約するときに言わないといけないことです。

○小川会長

漁協ですか。

○田邊委員

そうでないと自分たちの地区の海を汚すだけですから。

○小川会長

他にご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

意見がないようですので次に進みます。

その他事項1 「真珠関係漁場調査について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料6をご覧ください。

6-1ページに真珠養殖適正化協議会から真珠養殖用いかだの登録票貼付状況等の調査の実施について案内がありました。

6-2ページをご覧ください。

9月20日は午前中に畔蛸地区から安乗地区まで、午後から浜島地区を調査します。9月26日の午前中に鵜方地区、神明地区、立神地区。午後から波切地区、船越地区及び片田地区。9月27日の午前中に布施田地区、和具地区。午後に間崎地区、越賀地区、御座地区で調査を実施することです。

また、11月に五ヶ所湾以南の海域での調査も予定しているとのことです。

当委員会が発動する真珠養殖用いかだの標識の設置に関する委員会指示に関連する調査ですのでご都合がつくようでしたら皆さまのご参加をお願いします。

ただし、調査に使用する船の関係から委員の調査への参加については、例年どおり1日2名から4名くらいと考えています。

○小川会長

9月20日は藤原会長職務代理人、濱田委員、濱中委員の3名。9月26日及び27日は田邊委員に参加をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

ご参加いただく委員の皆様には後日、詳しい案内を送らせていただきますのでよろしくお願いします。

○小川会長

参加していただく委員の方よろしくお願いします。

次に進みます。

その他事項2「遊漁の集魚灯、火光等の利用について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料7をご覧ください。

前回の委員会で遊漁による集魚灯の意見がありましたので、全国での漁業調整規則や委員会指示による遊漁への規制等を調べました。

7-1ページから7-3ページがその結果です。これは、都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法を水産庁がまとめたものです。

漁業調整規則では、関東や瀬戸内海等あるいは九州の一部で遊漁への規制がされております。一方、全国の委員会指示については、集魚灯等の使用を禁止するものはありませんでした。一部明るさを規制されているものもありますが、使用自体を禁止する委員会指示はありませんでした。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はございませんか。

私から一言お願いをしたいと思います。集魚灯に対する漁業者の非常に困っている状態をみると遊漁に対する集魚灯の規制を今のうちにかけておかないと遊漁船はどんどん増えるばかりなので、なにかの規制枠を設けるべきではないだろうか。規制をどの辺までにかけるのかということは、遊漁船組合との絡みもあって、様々な問題が生じると思いますが、今のうちにやっておかないと、とんでもないことになるのではないか。LEDがどんどんその効力を発揮するような状況になっているなかで、漁船はワット数を決められている。そのなかで遊漁船だけLEDで集魚してお客様に魚を釣らすというような状況がどんどん増えてくると更に漁業者の生活が困窮するというようになるのではないかと思いますので、ぜひ皆さんのお力添えを願えれば非常にありがたいなと思いますがいかがでしょう。

○永富委員

制限はすべきだと思います。私の息子も遊漁船をやっていたのですが、遊漁船っていうのは漁業者がその海域を使うのが優先であるのに、漁業者が漁をしている真ん中へ突っ込んでくるのです。現在は遊漁船の方が儲かるもので、どんどん増えてきて、漁業者は規制がありそれを守っているのに遊漁者がLED使っていたらいけないと思う。何らかの規制をしてかないとそこを突いてくる。漁業者がうまく注意できない、何も答えられないというのは駄目だと思うので、何か制限をかけないといけないと思います。

○田邊委員

漁業者が2,000ワット以下の制限があるなかで、遊漁者もやはりそれに揃えてもらうような規制はしてもらわないと。使うなというのは酷だが、使うにしてもやっぱり明るさっていうのは揃えてもらわないと駄目なのかなと思います。

○小川会長

7-3ページの注24に「集魚灯を利用する場合は電球1キロワット以下。ただし筑前海区においてLED集魚灯を利用する場合は、消費電力を5倍換算する。」というような文面が

あります。海区漁業調整委員会としてそういう意見を出すべきなのか、あるいは漁協が漁業者の意見をくみ取って海区漁業調整委員会が動くというようにするべきなのか、皆さんのご意見を聞ければなと思いますがいかがでしょうか。

○掛橋委員

海区漁業調整委員会の役割と権限っていうことのなかで、知事に対しての「答申」、「建議」、「決定」という大きな責務があると思うのです。漁業法が改正されてからの新しい役割と権限は随分変わった。海区漁業調整委員会の権限も少し少なくなったんかなと私は受け止めてますが、そのなかで「答申」とか「建議」とかじゃなくて「決定」のなかで、委員会指示っていうのが当然あると思うんですね。それでいくのか、漁業調整規則ではできないにしても、漁業者が2キロワットを決められているなかで、遊漁者はやりたい放題。LED等の高価な設備を持つことができる豊かな方が遊漁をして、漁業者そこのけのような形でやってきた時これが何らかのルールっていうのが守られなくなってくるといけない。会長がおっしゃられたように、なんらかの形で今のうちにきちんと方向性を示すべきだと私も思います。

○田邊委員

私も委員会指示でやった方がいいと思います。

○小川会長

はい、分かりました。ありがとうございます。

私現在75歳なのですが、自分の人生を振り返った時に海区漁業調整委員として何をしたのかと。安乗ふぐの規制をかけることができましたが、それと同じような感じで今後の漁業者がより良い漁業ができるような、方向性を今示すべきと考えます。私が考えているだけでは話が進まないので委員の皆さまの強い意見が当然必要になりますので、活発な意見をいただければ。

○秋山委員

無責任なことは言えないけれど、皆さんが一生懸命規制されているわけですからね。一般市民の方々もそれと同等くらいには、規制してしかるべきかなという感じもします。状況がまだあまりよくわかつてないものですから根拠をよく言えませんけれども、やはり何かをするときには、自ずとルールが必要だなど、勝手になんでもかんでもやってもいいと、いうわけではないというふうに感じます。

○古丸委員

まず実態がどうなのか。例えば遊漁船がどれ位の明るさの集魚灯を使って、どういう形で漁業者に不利益を与えてるか客観的なデータがいる。注24だとそこに集魚灯10キロワット以下、LEDは消費電力を5倍換算とありますが、実際明るさはどうなのかあるいはこれで十分なのか、そのあたり反対するグループも世の中にはあるでしょうから、それに對して私たちが指示を出すには、合理性と言うか、なるほどと言うふうにいろんな人に思

ってもらわないといけないので、その辺の情報を集めつつ、この辺ならいける、支持してもらえるという線を作っていくことかなと思います。

○小川会長

遊漁船組合との合意形成を成していくということは当然必要であろうかと思いますが、聞いてから決めるというんではなくて、海区漁業調整委員会としてはこういう考えですよ、というところから話し合いが行われるのかなと思います。

○濱田委員

漁業者はルール守って決められたワット数でやってるのに、遊漁船の場合は今どれだけやっているのか分からないんです。上限がないのです。魚っていうのは光が強いほど集まってくるものです。漁業者がもう太刀打ちできないような状態になっている。制限設けないととんでもないことになる。

○田邊委員

この2,000ワットっていうくくりがあるなかで、さっき古丸委員がおっしゃいましたけど、科学的根拠に基づいて白熱灯2,000ワット相当の明るさがLEDではどれくらいかワット数換算を示さないといけない。そして、集魚灯というと上から照らすものもあれば、水中灯のようなものもある。そこは絶対突っ込んでくると思う。水中灯は入れるのか入れないのかで、かなり違う。上ばっかり守っていても、下から吊るすように照らす水中灯は問題になってくる。水中灯を制限する但し書きかなんかも入れないと駄目。

○濱田委員

現状は漁業者ばっかりルールを守っている。

○永富委員

私の経験上、遊漁者は横着。漁師はその日その場所で魚を釣らないとお金にならない。遊漁船は乗船時に金もらってる。だから、遊漁船している息子にも隅でやれといつも言っていた。漁場のまん中へ行くなど。だけど、そういうようなところの方が釣れるからと言って聞かない。それでまた遊漁者が増える。そういうことでは漁業者はつぶれてしまう。だから、やった者が勝ちというようなことでは、漁業者が困るので、集魚灯について研究して縛りを付けないと駄目だと思います。県当局もそういうようなことをよく調べていただいて、我々もまた勉強してやったらどうですか。

○藤原会長職務代理者

以前も「は具」、「やす」の問題でいろいろ海区漁業調整委員の中で過去の事故の前例等もふまえて漁業調整規則の変更というスタンスで、掛橋委員が会長の折に水産庁と協議した事例がありますが、委員会指示というのは結局永富委員が言わされたように、最近は漁業者がお客様を乗せて夜間に遊漁させることも以前に比べて増えてきた。漁業者でなくプライベートでプレジャーボートとかクルーザーで夜間に釣る者もいる。そんな二極化があ

るなかで委員会指示では効果が薄いのではないかと思う。これを全国の漁業調整規則でみるなかで、手釣り竿釣りでも集魚灯とか火光利用は禁止されているという都道府県もあると聞く。そのような事例をふまえて、できたらきちっと罰則のある取り決めとする方がせっかく骨折っていくのであれば良いのではないかと思う。かなり行政、特に水産庁あたりは、現行を変えることには、非常に強い拒否反応を示すのはこれまでのことで分かっているが、私は個人的にそのように思っています。

○掛橋委員

藤原会長職務代理者もおっしゃられたように、「は具」と「やす」の件に関しては、当時漁業法が改正される時期だったので、三重県漁業調整規則のなかに織り込んでもらうチャンスだと相当突っ込んだ議論をしてお願いにあがつたけれど頑として駄目ということだった。今回のこの件に関しては、県から電話があって、現場からの声、そういうエビデンスに基づく根拠をということのなかで、声の上がった現場、南伊勢町相賀浦の漁師の方に直接電話してそのところを確認してもらえないかということをお願いしたのです。確かに古丸委員がおっしゃられたようにエビデンスがなければ前に進まない。でも第一歩として、こういう2キロワットの光力制限は、漁業者が守っていて遊漁者が守らない。水中灯にしても何にしても漁師を駆逐するような明るさで遊漁をされると近辺の定置網とかでも影響が出るし、翌日には漁業者は何も釣れないとの声が挙ってきているもので、県としても担当者が今勉強してくれていろいろ調べてくれているもので、一歩でも二歩でも前へ進むような形を希望する。すぐに漁業調整規則のなかにそれ盛り込んで決めてくれっていうのもなかなか難しいところがあると思いますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

○濱中委員

この注24の5倍相当は400ワットですよね。400ワットあれば十分ですわ。LEDは僕らがサンマで使っているのは、1個200ワットだけどすごく明るい。LEDのメーカーによつても明るさが違います。水中灯は禁止した方がいいと思います。

○田邊委員

集魚灯のなかに水中灯も含まれているもので、そのところちょっと落とし穴がある。

○濱中委員

漁に関係ないのですけれど、「やす」の話が出たもので、「やす」は「金突き」のことですね。それを使っている人が衝突防止のため形象物を掲げるようにしてくれないかと宿題をもらってきたので。「やす」の禁止が駄目ならそれくらいしかできんじやないか。密漁防止も含めて。

○掛橋委員

例えば「やす」を使っているところに目印をつていいことですか。

○濱中委員

潜っている人は浮き等の形象物をつけて、他の船から見やすいように潜っています。船なら船で、潜っている時に旗を揚げる。衝突やスクリューへ巻き込んだりする恐れもあるので危険。密漁防止にもなるし。目立つような形象物をつけるようには出来ないか。

○掛橋委員

平成28年6月にそういう事故があつたんです。潜っていた遊漁者に漁船のプロペラが当たって、刑事では勝訴したけど民事で敗訴した事件があつた。漁師としては形象物を付けてここで潜ってますっていうのを認めるのかって、そういう議論もあつたんですね。だけど海上保安部は、きちんとした浮標というか旗をたてて、やってもらうのが事故防止につながるんだからって議論。随分長い間、年月かけて負けたっていう結果があります。その状況は今も継続してる。それも兼ねてこの件に関してはどういう形でも前へ進めていただくよう県へお願いしたいです。

○小川会長

集魚灯の件に戻します。遊漁船の集魚灯はどのようなものを使っているのかという現状把握がまず出来ていない。それとどれほど漁業者が困窮しているのかということも現状把握ができていない。それから共同漁業権のなかで、規制するのか、それとも共同漁業権外であれば許すのか、様々な問題点が出てくるだろうと思いますので、そこらの精査を県、事務局である程度の大枠を考えていただいてからということになると思います。ワット数にしても、電球メーカー、LEDメーカー、強さ弱さ等、集魚灯についていろんな問題点があります。今ここで審議をしてもなかなか方向性がひとつにまとまらないので、決めることは難しいだろうと思いますので、そういうような資料をまずは出していただきたい。漁協に出向いて漁業者の話を聞き取りすることも必要になってくると思いますので、実際に困窮している漁業者の生の声をききながら、海区漁業調整委員会がそれに対する規制をかけていくというような、動きがいいのかな。そのなかで、前面に立って遊漁船との話を海区漁業調整委員会がするということになるのかなと思います。ぜひ皆さまの力添えを願えれば有難いなと思います。

○木村妙子委員

ここにいらっしゃる委員は、漁業者に近い方、漁業者のリーダーの方々なので、県調査とかに積極的に協力していただいて、データを集めるというようなことをされたらいいのかなと思います。

○濱田委員

調査いるんですか。漁業者がこれだけの制限でやっているのに。

○濱中委員

漁協の聞き取りはいらないのではないか。自分らが漁業者の代表なので。

○濱中委員

この人らが言っていたというのを使うだけではあかん。

○小川会長

この海区漁業調整委員会の中で漁業者への聞き取りが必要なのか。

○濱田委員

漁業者がこれだけの制限のなかでやっているので、遊漁者もそれにあわせてもらったらいいだけのことなので。

○大倉委員

もう少し現状を把握してからの方が良いと思います。集魚灯、水中灯っていうのがいまいち理解しにくい。その辺も含めてもう少し現状を見つめ直す。一番参考になるのが、サンマの漁場での LED については参考になるものがあると思いますので、それが基準になっていくと思います。そちらも含めたかたちで現状を把握していただきたい。

○木村妙子委員

言葉が足らなくて申し訳なかったのですが、調査が必要っていうのは両方のトラブルがどの位あるのかについても、事例を言語化してリストを出さないと遊漁者側にもこういう理由でという説明が必要になってくると思います。そういう時には事前に調べて三重県内の事例として集計するということが、説得するにはそういう調査が必要なのかなって思っています。

○小川会長

木村那津子委員、法の観点からなにかご意見ございましたら。

○木村那津子委員

先ほど木村妙子委員もおっしゃられたように、規制するのであれば遊漁者が説得できるデータが必要になると思うので、データ集めはすごく大事だと思いました。

○濱田委員

法的なこと言ったら今現在漁業者が 2,000 ワットで規制をしている。それに揃えてくださいっていうだけで他に何が必要になってくるの。漁業者はそこが不信っていうか、それ以上の何が要ってくるのか。何を説得させるのか。漁業者がなぜ下手に出て、そんなことしなければいけないのか、そこが一番不思議だと、さっきの意見聞いていて思う。漁業者が 2,000 ワットで使っているから、遊漁者も同じ明るさで揃えましょうというのに何が悪いの。

○矢田委員

伊勢湾で金突きを使って遊漁をした場合、照明を使う、そのこと自体がいいのかって漁

業者に問われる。しかし、愛知県では使っている。夜間に光を使うこと自体良いのかという問合せはある。だけど問合せがあっても愛知県では許されているので良いのだろうとみんな理解している。なぜ遊漁が光を使うのは良いのか。そんな大きな問題にはなってないけど、一部の人では話題にはなっている。

○小川会長

現状の例としてお話はしますが、遊漁船がいか釣りをさせている。一人 15,000 円をもらっている。最初 5 人くらいだったのが一晩で 10 人とか 15 人とかいる。そういう話を聞いて、私もやりたいという人達がどんどん増えている。だから今規制をかけないと、今は 1 隻でやっているあるいは 2 隻でやっている。けれども、そのお客さんが魚をたくさん釣る。イカをたくさん釣ってくる。それをみて今度は新たなお客が生まれる。どんどん遊漁船が集魚灯を用いながら船がどんどん増える。これは目に見えて分かる状況の中で、漁業者がやることもあるでしょうが、そういうような方向性も出てくるでしょう。今のうちに規制しておかないと、それこそイカであれば根絶やしにするような状況になるのではないかだろうか。資源管理という観点からも考えれば当然今のうちに集魚灯のワット数に規制をかける、あるいは許可の隻数制限をかけていくというようなことをしていかないと、ほとんど無法状態になりうる。これはもう目に見えている。漁業者がどんどん少なくなっている。遊漁船がどんどん増えてくる。今のうちに規制をかけておかないといけない。資源を根絶やしにしないようなことを今のうちにしておく資源管理という観点からもそういう方向性が必要かなと思いますので、この 1 漁業調整委員が存在しているうちにそれを決めていただければ非常に有難いと思います。

○永富委員

そもそも論だと思うが、漁業者と遊漁者を同等にしたらいけない。

○田邊委員

私もそう思う。漁業者には規制があって、遊漁者には規制がないのかというのがそもそも不思議。誰がイカを釣ってとかはどうでもいい話。

○永富委員

漁業者は国からも認められた第一次産業の生産者。生産する漁業者と遊び人を一緒にすることはできない。それを一緒にして同等の扱いにするってことは、我々漁業者にとってはとんでもない話やって思います。

○田邊委員

漁業者だけが規制かけられて、遊漁者に規制がないのはなあ。

じゃあ規制しましょう。明かりを漁業者と一緒にしたらどうですかって言って何が悪いのかって思う。

○小川会長

そのところは今後の問題だと思いますが、海区漁業調整委員の考えとしては、まず漁業者の漁獲が行政で守られるべきものなので、まずそこを主眼として、考えていきたいということですね。

今営業している中で規制かけるとなると法的な問題が生じることも事実であろうと思いますので、話し合いの中でどうやっていくか。これは事務局に任せますので、難しい問題ではありますがひとつよろしくお願い申します。

○藤原会長職務代理者

この資料みたいに海区漁業調整委員会事務局でいろいろ調べてもらいたい。この漁業調整規則一覧を見ると、かなり手釣り竿釣りで火光利用が駄目になっている。そこへ私たちも状況が変わってきて、採捕手法も含めて漁業の形態が変わってきている。先ほど矢田委員が言わされたように、鳥羽磯部漁協管内でも、ここは火光使って獲っても良いけど愛知県は利用が駄目になっている。網ですくうのは駄目になっている。永富委員や田邊委員も言わされたように、こういう方針で行くと。のために必要な部分やったら学識委員が言ったような資料を漁協と協力しながら作っていく。そういうスタンスで行かないと私は前に進まないと思う。行政に任すのも資料作りとかは良いんやけど、やっぱり主体として海区漁業調整委員会がやってくというスタンスで行かなあかんのかなと思う。

○古丸委員

エビデンスっていう言葉を使いましたけど、やっぱりどういう雰囲気を今漁業者が持っているのかっていうのを客観的に示さないといけないと思います。

○小川会長

活発なご意見をいただき、誠にありがとうございます。様々な問題点がございますが、これは海区漁業調整委員会の存在意義に関わる問題であろうと考えていますので、ひとつ皆さまのお力添えをお願いしたいと思います。まだ問題点があるので、今後協議をしたいと思います。

では次に進みます。その他事項3「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

令和6年10月31日から11月1日に愛知県名古屋市で開催されます。東日本ブロックは、北海道から三重県までの太平洋側の道都県で構成されています。三重県からは小川会長と事務局から2名が出席する予定です。

なお、来年度は三重県でこの会議が開催することが決まっています。そのときは、海区漁業調整委員の皆さんにも協力いただくことになると思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○小川会長

まだ先の話なので、期日が迫ったときに皆さんのご意見を聞くということになるかと思います。

次に進みます。

その他事項4 「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

次回、9月の委員会は、25日（水）10時の案を提案します。委員の皆さまのご都合等はいかがでしょうか。

○小川会長

それでは9月25日（水）10時からとします。これをもちまして、委員会を閉会いたします。